

随意契約結果(業務委託)【少額随意契約除く】(その2)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
9	平成26年度 面的評価システムデータ更新等業務委託	情報処理	中外テクノス(株)	3,024,000円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
10	環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	庁舎清掃	共同総合サービス(株)	2,052,648円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
11	環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通エフ・アイ・ピー(株)	2,018,520円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
12	天六公衆トイレ清掃・管理業務委託	便所	東宝ビル管理(株)	1,249,840円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
13	南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託(概算契約)	その他保守 点検整備	(株)八鉦製作所	3,928,853円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
14	中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託	エレベーター 設備	日本オーチス・エレベーター(株)	1,550,664円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
15	南港管路輸送センター内機器等点検業務委託	その他保守 点検整備	富士車輛(株)	11,248,200円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
16	平成26年度環境教育、学習の振興等に係る業務委託	その他代行	(財)大阪市環境事業協会	42,354,730円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

自動車騒音常時監視業務は、騒音規制法第 18 条に基づく法定受託事務として規定されており、本市では、環境省が自治体配布用に提供している「面的評価支援システム（以下、支援システム）」を基に面的評価システムを構築し、自動車騒音常時監視結果を算出している。また、面的評価システムには、自動車騒音常時監視結果の算出機能とともに、道路構造対策や交通流対策の効果を予測評価する機能を実装している。

本業務は、市内幹線道路沿道（総延長 442.2km、700 区間）における道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、本市が構築した「面的評価システム」に反映させ、騒音レベルを計算させることにより、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価を行わせることで自動車騒音の効果的な対策計画の立案等に資するものである。

面的評価システムは、支援システムと道路構造対策や交通流対策の予測評価機能から構成されている。支援システム、予測評価機能ともに中外テクノス(株)が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

また、支援システム更新時に、予測評価機能との連動性確保を目的とした面的評価システムの解析作業が必要であり、その作業については、システムを開発した同社以外行うことができない。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7942）

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

共同総合サービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシラスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話 6630-3113)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー社のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー社が請け負った。

本業務は、システムを適切な状態に維持し、安定的な運用を行うことを目的としていることから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 業者名

東宝ビル管理 株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル清掃業務については、平成11年10月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

当該ビルは、清掃業務について平成24年度から28年度まで長期的な継続契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局についても上記業者に委託することとする。

作業員が常駐して同ビル全体の清掃を行うことにより、本業務における規定の清掃のみならず、施設破損や市民公聴等にかかる当局への連絡等の対応が常時可能となることなど、円滑な施設管理を行うことができる。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、東宝ビル管理株式会社と随意契約します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内
ごみ閉塞除去作業業務委託

2. 契約の相手先

(株)八紘製作所

3. 随意契約理由

管理輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

ごみの閉塞は何時発生するか予測できないものであり、閉塞の原因も多岐にわたるものであり、閉塞時はごみの収集ができないことから早急な復旧が求められ、目測を誤るとさらなる二次的災害を招く恐れもある。

そのため、ごみの閉塞除去作業については、閉塞箇所や原因の推定に迅速かつ的確さが要求されるうえ、ドラム又は輸送管内の閉塞的作業環境の中、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、ローカルドラム及び輸送管に係る閉塞除去作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設 (電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1. 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

2. 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3. 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベータ設備は、日本オーチス・エレベータ（株）製であり、昇降機の運転状況を情報センターにおいて常に遠隔監視できる機能を備え、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。また設置業者によってそれぞれ異なる構造、材料及び部品の結合体であるエレベータの保守を行うためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施工責任の一元化の観点から他業者では不可能であるため、上記業者と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境局 中部環境事業センター出張所 （電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センター内機器等点検業務委託

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

南港管路輸送施設のローカルドラム等各設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本業務委託については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本業務委託に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3361）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 26 年度環境教育、学習の振興等に係る業務委託

2 契約の相手方

環境事業協会・あだーじょ共同企業体

3 随意契約理由

本業務は、環境教育、学習に関する講座、イベント等の企画、制作など非定型的かつ創造力を要する業務であることから、競争入札に適しないと認められる。

このため、本業務の契約にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、3月7日に外部の有識者による「環境教育、学習の振興等に係る業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった3団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体が最も優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3491)